

(目的)

第1条 この条例は、滑川市からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を総合的に推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

1 条例制定の背景

暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動等によって市民や事業者に多大な脅威を与え、市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、健全な経済活動に支障を及ぼしています。

本条例は、全国的に厳しい暴力団情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するために、市、市民、事業者が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現することなどを明確に示したものです。

なお、本条に規定する「滑川市からの暴力団排除」との規定は、市、市民、事業者が一丸となって社会悪である暴力団に厳しく対峙するという決意を表記したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

本条は、本条例における用語の意義を規定したものです。

- 1 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義したものです。
- 2 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定されている「暴力団の構成員」と同義であり、指定暴力団の構成員に限定しません。
- 3 第3号「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

近年、暴力団員は暴力団対策法の適用を逃れるために暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控える等して、組織実態を隠蔽し、あるいは構成員の一部が暴力団から脱退し、準構成員と

して組織の外から暴力団と関係を持つようになっていきます。また、暴力団員であることを隠蔽するため、暴力団を脱退したよう偽装する、いわゆる「偽装破門」を行う実態がうかがわれます。こうした暴力団の活動実態の不透明化に的確に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含めて「暴力団員等」として定義を設けました。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を及ぼす存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

本条は、滑川市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

基本理念には、「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない」という暴力団追放三不運動の精神を盛り込み、滑川市からの暴力団排除を推進する上での市、市民、事業者の基本的な在り方を示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、県に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

本条は、市が暴力団排除のために果たすべき責務を規定したものです。

第1項において、市が暴力団排除を行う上で、市民及び事業者の協力を得るとともに、関係行政機関、関係団体との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを市の責務として規定したものです。

なお、「暴力団排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に関する情報を取得したときは、市及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

本条は、暴力団排除に関する市民及び事業者の役割の重要性にかんがみ、第1項において市民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において市民及び事業者の暴力団排除に資すると認められる情報の提供に関して規定したものです。

第2項の「暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団に対し、有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がない行為も含み、有益性の大小は問いません。

具体的には、暴力団員を雇用すること、暴力団と下請契約や資材・原材料の購入契約を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号で規定する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団排除を率先して行うべき市の責任を規定したものです。

「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号で規定する者」とは、

- ア 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

であり、具体的な例示としては

- ・ 入札参加資格を有する業者の役員等が、現に暴力団関係者であるとき。
- ・ 自己と友誼関係にある者が暴力団関係者であることを告げたとき。

- ・ 相手方が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、又は援助しているとき。
- ・ 暴力団又は暴力団関係者が介入、関与する賭博、ノミ行為、無尽等に参画、参加しているとき。
- ・ 相手方が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、事業の全部又は一部を請け負わせているとき。

等をいいます。

「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や公共工事等において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定などをいいます。

(公の施設の利用における措置)

第7条 市長、教育委員会若しくは公営企業管理者又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市の公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定による利用の承認をせず、又は当該利用の承認を取り消すことができる。

本条は、公の施設において暴力団による義理かけ行事、各種興業等が開催されることを阻止し、暴力団の勢力誇示活動、資金獲得活動の封圧等を図る観点から、当該施設の利用が暴力団を利することとならないよう規定したものです。

「暴力団の利益になる」とは、暴力団の継承式や襲名披露等の催事及び暴力団が関与するプロレス、ディナーショー等の興業を開催することにより、暴力団の組織性の確立、維持や威力誇示活動及び資金獲得活動など暴力団の利益となる施設の利用をいいます。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものその他の暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

本条は、市が、暴力団の排除に資すると認められる民事訴訟を提起し、又は提起しようとする者に対して、情報の提供等の訴訟活動に必要な援助を行うとともに、市民等による暴力団の排除の活動に資するため、市民等に情報の提供その他の必要な支援を行うことを規定したものです。

(啓発活動)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報その他の啓発活動を行うものとする。

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うことを規定したものです。

「広報その他の啓発活動」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。

具体的には

- ・ ポスター、パンフレット等の配布
- ・ 「暴力追放市民大会」「不当要求防止責任者講習」等の開催
- ・ 広報、ケーブルテレビ等の活用
- ・ 市ホームページへの掲載

等が考えられます。

(青少年に対する教育等)

第10条 市は、市の設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識するとともに、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本条は、市及び市民等が、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市の設置する中学校において、生徒に対する指導や助言等の適切な措置を講ずることを規定したものです。

(祭礼等からの暴力団排除)

第11条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事（以下「興業等」という。）の主催者及びその運営に携わる者は、当該興業等の運営に暴力団を関与させないことその他当該興業等から暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

本条は、祭礼、興業等の行事から暴力団を排除するため、行事主催者等の責務を規定したものです。

暴力団の本質は、暴力の威力を背景に組織的に資金を獲得する集団であり、従来からその資金源として祭礼等の行事に関与し、露天商からの上納金や協賛金名目等金銭を得ていたものですが、近年「安定した資金源集金システム」を構築するため、祭礼等における関与を一層強めている状況にあります。

「公共の場所」とは、公衆すなわち不特定多数の者が自由に利用し又は出入りすることができる

場所をいい、道路、公園、広場、駅、興行場、市民会館、市民交流プラザ、社寺の境内などがこれに含まれます。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

本条例の施行期日を規定したものです。